

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は17人で、定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和4年9月20日付、橋総第156号をもって追加議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、去る9月15日の本会議において設置されました、令和3年度決算審査特別委員会委員長に6番 辻本君、副委員長に15番 中本君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 南出君、14番 樽井君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和3年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14 認定第13号 令和3年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件

○議長（小林 弘君）日程第2 認定第1号 令和3年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14 認定第13号 令和3年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、令和3年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第15 議案第7号 橋本市庁舎整備基金条例について

○議長（小林 弘君）日程第15 議案第7号 橋本市庁舎整備基金条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 岡本君。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）おはようございます。それでは、朗読をもって委員長報告に代えさせていただきます。

去る9月15日の本会議において本委員会に付託された、議案第7号 橋本市庁舎整備基金条例について を審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第7号は、将来の市庁舎建設及びこれに関連する事業に必要な資金を積み立てるため、橋本市庁舎整備基金を設置するものである。

委員から、毎年1億5,000万円を15年間積み立てる計画だが、今後の財政状況によって積み立てる金額の変更はできるかとのただしがあり、積立金額の変更は可能であるが、毎年1億5,000万円ずつ計画的に積み立てていく方針であるとの答弁がありました。

市の財政難による行政サービスの低下により、これまで市民は負担を強いられてきたため、庁舎整備に積み立てるお金があるならば行政サービスの向上に充てるべきではないかとのただしがあり、基金の積立には公債費負担が減った部分を充てる予定である。行政サービスについては、今後も財政健全化を継続しつつ、向上に努めていきたいとの答弁がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号 橋本市庁舎整備基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君)日程第16 議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 3番 南出君。

〔3番(南出昌彦君)登壇〕

○3番(南出昌彦君)皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。朗読をもって報告とさせていただきます。

去る9月15日の本会議において本委員会に付託された、議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を審査するため、9月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第12号は、病院事業管理者の医師としての実働に鑑み、特殊勤務手当の上限を引き上げるとともに、研究手当を支給するためのものであり、現在の病院事業管理者が、管理者としての業務に加え産婦人科医としての業務も担っており、業務が増大したことにより、特殊勤務手当等の見直しを行ったものである。

委員から、今まで病院事業管理者が医師を兼務する場合、研究手当が支給されていなかったが、管理者の自己負担となっていたのかとのただしがあり、実質的にそうであったとの答弁がありました。

研究手当について、ほかの自治体病院はどうなっているのかとのただしがあり、ほかの自治体病院については未調査だが、医師としての業務上の調査、研究を当院に還元いただきたいとの思いで研究手当を支給するもの

であるとの答弁がありました。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議ありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 請願第14号 国に対し「適格請求書保存方式(インボイス制度)の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願について

○議長(小林 弘君)日程第17 請願第14号 国に対し「適格請求書保存方式(インボイス制度)の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 岡本君。

〔1番(岡本安弘君)登壇〕

○1番(岡本安弘君)請願第14号について、委員長報告を行います。

去る9月15日の本会議において本委員会に

付託された、請願第14号 国に対し「適格請求書保存方式(インボイス制度)の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願についてを審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下、その概要を報告します。

請願第14号の趣旨は、2023年10月から実施される適格請求書保存方式(インボイス制度)について、国に対し実施中止を求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、インボイス制度導入後の市と免税事業者との取引についてただしがあり、一般会計については、消費税が免税となっていることから影響はないと考えている。特別会計については、少額の工事で影響があることも考えられるが、課税事業者かそうでないかによる取引の制限はないと考えているとの答弁がありました。

市はインボイス制度に対応するための経費に係る支援を国に対し要望しているかとのただしがあり、現在、要望は行っていないが、今後の地方交付税等の措置状況によっては考えられるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、インボイス制度によって中小零細企業は事業を続けるかどうかの選択を迫られ、小規模な事業者の多くが廃業に追い込まれてしまうことから、本制度は中止にすべきと考えるため本請願に賛成するとの討論がありました。

採択することに反対の立場から、本請願の主旨はインボイス制度の中止を求めるものであるが、多くの他団体が求めている制度の凍結や延期、見直しなども含め、今後の動向を見極めていくべきであるため本請願に反対するとの討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、討論させていただきます。賛成の立場で討論させていただきます。

国に対し「適格請求書保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

インボイス制度は、一言で言えば、弱い者いじめです。売上高1,000万円以下の中小事業者や個人事業主の免税業者から、乾いた雑巾を絞るようにむしり取る消費税を徴収しようとするものであります。政府は2,480億円の増収になると試算しております。

インボイス制度が導入されると、現在500万を超えと言われる免税業者は、課税業者に転換するか、または、これまでどおり免税業者でいくのかの二者択一が迫られます。もし課税業者に転換する道を選んだらどうなるかといいますと、政府の試算では160万の免税業者が新たに課税業者に転換し、1業者当たり約15万4,000円の負担増になると見込まれています。

もし、これまでと同様に免税業者のままいく道を選んだとしたらどうなるかといいますと、一つは、免税業者と取引する事業者が仕入れ額から消費税を差し引けないため、免税業者とは取引しにくくなるおそれがあります。その場合は、この免税業者はたちまち廃業になりかねません。

それとも、あるいは、相手事業者から消費

税分を値引きして取引することを求められるかもしれません。その場合は、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁できない事業者は自分でかぶることになり、利益が減ってしまい、事業継続は困難になるでしょう。どちらを選んでも厳しい状況に追い込まれます。

2年を迎えるコロナ禍で、厳しい経済情勢の中、多くの中小零細事業者は懸命に汗して事業継続に取り組んで、必死に頑張っておられます。インボイス制度の事務負担に取られる状況にないことも、日本商工会議所による実態調査でも明らかであります。

今必要なのは、コロナで痛めつけられた暮らしや中小零細企業の経営を応援する緊急の対策が今、求められています。このままでは、インボイス制度導入を契機とした中小零細事業者、個人事業主の廃業が増え、複雑な事務負担によって事業継続の意思を低下させ、地域経済の衰退につながってしまいます。

年間売上げ1,000万円以下の方が対象ですが、例えば個人配送業者、一人親方、日雇労働者、スナックなどの飲食店、内職者、駐車場経営者など、幅広い職種の方が対象となっております。また、高齢になっても働く意欲で頑張っておられるシルバー人材センターの会員にも影響を与えるインボイス制度であります。

必死で頑張っている地元事業者を守り育てるために、そういった理由で賛成の立場で討論させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第14号 国に対し「適格請求書保存方式（インボイス制度）の実施中止を

求める意見書」の提出を求める請願について
を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立
を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林 弘君) 起立少数であります。

よって、請願第14号は不採択と決しました。
